

## 愛知県被災宅地危険度判定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「全国協議会」という。）において定められている被災宅地危険度判定実施要綱を円滑に推進するため、愛知県として行うべき宅地判定士の養成および登録並びに連絡支援体制等について定め、被災宅地危険度判定の実施を円滑に行うこととする。

### (県の責務)

第2条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議するものとする。

- 2 県は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
- 3 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を図るとともに、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

### (市町村の協力)

第3条 市町村は、県が行う危険度判定の実施に関する事項等について、協力するものとする。

### (宅地判定士の協力)

第4条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるとともに、県及び市町村が行う危険度判定の円滑な実施のため、協力するよう努めるものとする。

### (講習会)

第5条 宅地判定士の登録を申請しようとする者は、県が主催する被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受けなければならない。

- 2 講習会は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
  - 一 被災宅地危険度判定制度
  - 二 被災宅地危険度判定技術

### (登録等)

第6条 宅地判定士は、県内に在住又は勤務する、次の各号のいずれかに該当する者で、講習会を修了した者の中から登録するものとする。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトに該当する者。
- 二 国又は地方公共団体等の職員及び職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。
- 三 国又は地方公共団体等の職員及び職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に

関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、前項各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。
- 3 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

(登録証の交付)

第7条 前条の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、被災宅地危険度判定士登録を知事に申請するものとする。

- 1 資格を証明するもの又は実務経験を証明するもの
- 2 写真（申請前6ヶ月以内に撮影された無帽、正面、上半身、背景がないもので、寸法は縦3cm×横2.4cmの写真（以下「写真」という。））
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格と認めた場合は、被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に登録するとともに、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格でないと認めたときは、登録しないものとする。この場合においては、知事は、申請者にその旨を通知しなければならない。

(申請事項の変更)

第8条 宅地判定士は、前条第1項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、被災宅地危険度判定士登録事項変更届により知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、名簿の修正をするものとする。

(登録の更新)

第9条 登録の更新を受けようとする者は、有効期間中に新たに講習会を修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合において、被災宅地危険度判定士登録更新を知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

(登録証の再交付)

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し又は汚損した場合は、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）により知事に再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見

したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(登録の辞退)

第11条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、登録を取り消すものとする。

(連絡体制)

第12条 県は、名簿を常時保管するとともに、連絡網を整備し、県内の被災した市町村及び他の都道府県並びに国から宅地判定士の派遣要請を受けたときは、宅地判定士に対しそうやかに協力を依頼するものとする。

(判定資機材の確保)

第13条 県及び市町村は、危険度判定に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、常時適正に保管し、宅地判定士が活動する場合は、必要な範囲内においてすみやかに貸し出しするものとする。

(訓練への参加)

第14条 全国協議会による訓練が行われる場合は、積極的に参加するものとする。

(実施細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宅地判定士の登録、連絡支援体制等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月21日から施行する。

この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

## 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

### 1 はじめに

平成 7 年 1 月 17 日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」)」として、平成 8 年 1 月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部 9 県 1 市においても、平成 9 年 2 月 5 日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール(以下「中部ルール」)」が定められ、平成 12 年 7 月 25 日には一部改定を行った。

その後、平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成 19 年 6 月に改定された。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成 24 年 6 月に行った。

その後、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震(前震:4 月 14 日、本震:4 月 16 日)は、管路の破損や下水道処理場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成 28 年 12 月に行った。

また、「災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール(以下、大都市ルール)」を所管する災害時支援大都市連絡会議で審議された、大都市間の支援だけでは対応できない複数県を跨ぐ災害発生時(南海トラフ地震発生を想定)の支援に関する連携フロー案について、災害時支援に関する検討委員会において「全国ルール」の改定を令和 2 年 12 月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改定等を反映し、中部 10 県 4 市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

## 2 基本事項

(1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制(以下、「下水道支援体制」という。)により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説8.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

(2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する(別紙1の通り)。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市(以下「大都市」という。)並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局(関東、北陸、中部、近畿地方整備局)

ウ 日本下水道事業団

エ (公社)<sup>※1</sup>日本下水道協会

オ その他関係業界団体

※1 (公社)は公益社団法人の略

(3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部(以下「下水道対策本部」という。)を設置する。

(4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

(5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)による支援を優先させる。

(6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市<sup>※2</sup>の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」(以下「親協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関(以下「災害応急活動実施機関」)として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2: 中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市である。

- (7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

### 3 連絡会

- (1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

- (2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

① 幹事

ア オブザーバー以外の県

② 副幹事

ア 幹事及びオブザーバー以外の県

イ 大都市

ウ 日本下水道事業団

エ 業界団体<sup>※3</sup>

※3:業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。

- (3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

- (4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

- (5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

- (6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

- (7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

- (8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

#### 4 下水道対策本部の設置と解散

- (1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。
- なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第5項(1)に示す。
- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
  - ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
  - ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- (2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック連絡会議幹事(複数県に跨る災害発生時の場合は、広域支援調整隊若しくは下水道支援調整チーム)と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。
- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
  - ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合
- (3) 本部長は、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。
- (4) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。
- ① 支援を要請した構成員または他ブロック連絡会議幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
  - ② 本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合
- (5) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項を整理し、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。
- (6) 本部長は、本項(1)、(3)、(4)②及びその他支援の実施に必要な事項について、別紙2の連絡系統に従い、幹事(幹事が被災県の場合は副幹事県)及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
- (7) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、別紙2の連絡系統に従い、幹事(幹事が被災した場合は副幹事県)に被害状況等を連絡するもの

とする。

- (8) 幹事(幹事が被災した場合は副幹事県)は、支援の実施に必要な事項について、別紙2の連絡系統に従い、構成員(ただし、本項(6)に基づく連絡を受けた場合は、本部長が連絡した者以外の構成員)及び大都市連絡窓口に連絡するものとする。

## 5 下水道対策本部の組織

- (1) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

①下水道対策本部長(以下「本部長」という。)

被災した区域を所管する県の下水道担当課長

なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第5項(3)に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

②下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)

ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。

イ 本部長が必要と認めた者

③下水道対策本部員(以下「本部員」という。)

ア ①、②を除く別紙1の構成員

イ 本部長が必要と認めた者

④下水道対策特別本部員

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

- (2) 中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

①大都市連絡窓口

②他ブロック連絡会議幹事

③災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)

- (3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第6項(4)に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

(4) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(5) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

## 6 下水道対策本部の業務

(1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を総括副本部長経由で本部構成員に連絡することとする。

(2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

①下水道対策本部の設置、解散に関すること

②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。

③関係方面への情報提供に関すること。

④ブロック内被災自治体への支援に関すること。

ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ

イ 支援可能体制の把握

ウ 支援計画の立案

エ 中部ブロック構成員への支援要請

オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請

カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮

キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援

ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力

⑤広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)

ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整

イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握

ウ 中部ブロック構成員への支援要請

エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイ

ザー都市として支援要請

⑥大都市ルールとの調整に関すること。

⑦その他支援の実施に必要な事項

- (3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。
- (4) 特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

## 7 支援体制の確立

- (1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帶同可能な資機材等について報告するものとする。
- (3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。  
また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

## 8 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帶同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

## 9 前線基地

- (1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

- (2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- (3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

## 10 その他

- (1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。
- (2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (4) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。  
また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。
- (5) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。
- (6) 災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡(メール等)を行うことができる。

### (附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

平成24年 8月 24日 一部改正  
平成29年 9月 6日 一部改正  
平成30年 11月 1日 一部改正  
令和元年 9月 4日 一部改正  
令和4年 11月 1日 一部改正

# 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」

## と 解 説

令和4年 11月

## 目 次

「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」と解説	
1 はじめに	2
2 基本事項	3
3 連絡会	6
4 下水道対策本部の設置と解散	8
5 下水道対策本部の組織	13
6 下水道対策本部の業務	15
7 支援体制の確立	18
8 応援活動	18
9 前線基地	19
10 その他	19
別紙 1 下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員	22
別紙 2 (災害時)	23
別紙 3 (平常時)	24

## 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」と解説

### 1 はじめに

平成 7 年 1 月 17 日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」)」として、平成 8 年 1 月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受けて、中部 9 県 1 市においても、平成 9 年 2 月 5 日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール(以下「中部ルール」)」が定められ、平成 12 年 7 月 25 日には一部改定を行った。

その後、平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成 19 年 6 月に改定された。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成 24 年 6 月に行った。

その後、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震(前震:4 月 14 日、本震:4 月 16 日)は、管路の破損や下水道処理場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成 28 年 12 月に行った。

また、「災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール(以下、大都市ルール)」を所管する災害時支援大都市連絡会議で審議された、大都市間の支援だけでは対応できない複数県を跨ぐ災害発生時(南海トラフ地震発生を想定)の支援に関する連携フロー案について、災害時支援に関する検討委員会において「全国ルール」の改定を令和 2 年 12 月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改定等を反映し、中部 10 県 4 市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

令和 2 年 12 月に改定された「全国ルール」の反映及び令和 4 年度の中部連絡会議において発議した内容を踏まえ、今回「中部ルール」の改定を行った。

なお、今後も発生が予想されている南海トラフ地震や激甚化・頻発化する大雨など、大都市や複数県に跨る恐れのある大規模な被害を想定し、連絡会議等において

てさらに議論を重ね、本ルールの充実、見直しを検討していくことで、平常時から支援及び受援体制の更なる整備や強化を図っていく必要がある。

(経緯)

平成 7年 1月 17日 兵庫県南部地震(最大震度7)  
平成 8年 1月 全国ルール制定  
平成 9年 2月 5日 中部ブロックルール制定  
平成12年 7月 25日 中部ブロックルール一部改定  
応援対象の明記、応援本部と救援対策本部の統合、連絡会議事務局を愛知県固定から各県持ち回りに変更 など  
平成16年10月23日 新潟県中越地震(最大震度7)  
平成19年 3月 25日 能登半島地震(最大震度6強)  
平成19年 6月 全国ルール改定  
平成19年 7月 16日 新潟県中越沖地震(最大震度6強)  
平成20年 7月 15日 中部ブロックルール一部改定  
平成23年 3月 11日 東日本大震災(最大震度7)  
平成24年 6月 全国ルール改定  
平成24年 8月 24日 中部ブロックルール改定  
平成28年 4月 16日 熊本地震(最大震度 7)  
平成28年12月 全国ルール改定  
平成29年 9月 6日 中部ブロックルール一部改定  
平成30年11月 1日 中部ブロックルール一部改定  
令和元年 9月 4日 中部ブロックルール一部改定  
令和 2年12月 全国ルール改定  
令和 4年11月 1日 中部ブロックルール一部改定

## 2 基本事項

- (1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制(以下、「下水道支援体制」という。)により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。
- なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説8.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。
- (2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する(別紙1の通り)。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市(以下「大都市」という。)並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局(関東、北陸、中部、近畿地方整備局)

ウ 日本下水道事業団

エ (公社)<sup>\*1</sup>日本下水道協会

オ その他関係業界団体

※1 (公社)は公益社団法人の略

(3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部(以下「下水道対策本部」という。)を設置する。

(4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

(5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)による支援を優先させる。

(6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市<sup>\*2</sup>の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」(以下「親協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関(以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2:中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市である。

(7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

(1)について

本ルールでの支援対象は、大規模地震等により被災した自治体であり、その支援業務範囲は、当該自治体の下水道施設の現地における被害調査から復旧工事までとする。また、被災県に設置される下水道対策本部の業務についても、各構成員が副本部長または本部員として支援することになる。

ここでいう「支援」とは、広義の「支援」を意味し、この広義の「支援」には、地震発

生直後の下水道施設の被害調査から復旧工事までの段階応じて、「支援（狭義）」、「応援」及び「派遣」がある。

(2)について

中部ブロックに災害が発生し当該被災県を越える支援が必要となった場合等に、中部ブロック各県、市等が円滑かつ迅速に支援体制を確立し、被災自治体を支援できるよう、平常時から連絡・調整を行い災害時に備える必要がある。その体制として「連絡会」を設置する。その構成員の詳細は、3(1)のとおり「別紙1」に明示する。

この平常時体制の名称は、連絡調整のための「連絡会議」との混同を避けるため、名称を「連絡会」とする。

(3)について

中部ブロックに災害が発生し当該被災県を越える支援が必要となった場合等は、「下水道対策本部」体制として、支援体制の取りまとめ等の連絡・調整を行うものとする。

(4)について

各県は、当該県内市町村等に本ルールを周知するとともに、県内ルール等により県内体制の整備に努め、下水道対策本部の業務が円滑に行われるよう協力するものとする。また、関係業界団体においても、災害時の対応について傘下企業等の研修を実施するなど、要請があった場合にその目的に応じて的確に対応できるよう努めるものとする。

(5)について

名古屋市、新潟市、静岡市及び浜松市が被災した場合は、大都市ルールが優先されるが、中部ブロック下水道対策本部長は、大都市対策本部長と連絡・調整を行い、中部ブロック各県の指揮を執るものとする。

(6)について

「親協定」実施細則第2条第2項に、主たる応援県市の救援対策本部の業務として、「(5)被災県市及び災害応急活動実施機関との連絡調整」が明示されており、下水道対策本部は、この災害応急活動実施機関とする。

また、親協定に新潟県及び他ブロックが含まれていないため、「ただし書き」を追加し、親協定を越える自治体についても支援することができるものとした。

(7)について

中部 9 県1市の親協定のほか、北陸3県の協定や各県同士の協定など多数あるが、下水道事業は本ルールを優先するものとする。

### 3 連絡会

- (1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。  
なお、連絡会運営の詳細については別に定める。
- (2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。
- ① 幹事  
ア オブザーバー以外の県
- ② 副幹事  
ア 幹事及びオブザーバー以外の県  
イ 大都市  
ウ 日本下水道事業団  
エ 業界団体<sup>※3</sup>
- ※3:業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。
- (3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。
- (4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。
- (5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。
- (6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。
- (7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。
- (8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

(1)について

連絡会に幹事及び副幹事を定め、平常時の体制維持を行うものとする。連絡会構成員の詳細は、「別紙1」に定め、オブザーバーとなる団体、機関等もこれに明記

する。なお、本項では連絡会についての基本的な事項を定め、詳細については「連絡会運営要領」として別に定める。

(2)について

各自治体と日本下水道事業団各事務所等及び国土交通省各地方整備局の所管区分は下表-1のとおりである。

日本下水道事業団が行う副幹事は、幹事県を所管区域とする施工管理課となる。

(5)について

幹事は、各年度当初に通常時、夜間・休日時の連絡先名簿及び応援資機材リストを作成する。各構成員は、年度途中であっても名簿及びリストに変更があれば速やかに幹事に報告するものとする。

表-1 構成員一覧(自治体、関係機関)

県 (幹事,副幹事)	大都市 (副幹事)	代表市	JS (副幹事)	国土交通省	備考
新潟県	新潟市	長岡市	関東・北陸総合 施工監理課	北陸地整	
富山県		富山市			
石川県		金沢市			
長野県		長野市		関東地整	
岐阜県		岐阜市	東海総合 施工管理課	中部地整	
静岡県	静岡市 浜松市	沼津市			
愛知県	名古屋市	豊橋市			
三重県		四日市市			
福井県		福井市	近畿地整	オブザーバ	
滋賀県		彦根市			

(注1) 新潟県、新潟市及びJS新潟事務所(現在、関東・北陸総合事務所に所属)は、全国ルールの改定を先取りし平成19年4月より北海道・東北ブロックから中部ブロックに参加となつた。

(注2) 浜松市は、平成19年4月に政令指定都市となつたため、平成19年8月に代表市から大都市に移行。同様に新潟市も大都市に位置付け。

これにより、代表市に長岡市、沼津市が参加。

(注3) 福井県、滋賀県及びその代表市、近畿地整はオブザーバーとする。

#### 4 下水道対策本部の設置と解散

- (1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。  
なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第5項(1)に示す。
- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
  - ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
  - ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- (2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック連絡会議幹事(複数県に跨る災害発生時の場合は、広域支援調整隊若しくは下水道支援調整チーム)と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。
- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
  - ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合
- (3) 本部長は、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。
- (4) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。
- ① 支援を要請した構成員または他ブロック連絡会議幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
  - ② 本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合
- (5) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項を整理し、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。
- (6) 本部長は、本項(1)、(3)、(4)②及びその他支援の実施に必要な事項について、別紙2の連絡系統に従い、幹事(幹事が被災県の場合は副幹事県)及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
- (7) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、別紙2の連絡系統に従い、幹事(幹事が被災した場合は副幹事県)に被害状況等を連絡するもの

とする。

(8) 幹事(幹事が被災した場合は副幹事県)は、支援の実施に必要な事項について、別紙2の連絡系統に従い、構成員(ただし、本項(6)に基づく連絡を受けた場合は、本部長が連絡した者以外の構成員)及び大都市連絡窓口に連絡するものとする。

(1)について

中部ブロック内(オブザーバー県を除く)に地震等が発生した場合について、対策本部の設置条件、設置場所を明示した。本部設置場所は表-2のとおりである。

①の場合は、自動的に下水道対策本部が設置されるが、②は、地震発生後各自治体で被害調査を行い、その結果、独自でその後の対応が不可能と判断され、当該自治体を所管する被災県に支援要請があった場合に下水道対策本部が設置されることになる。

表-2 本部設置場所の変遷 (参考)

	中部ブロックルール	全国ルール	中部9県1市親協定
H7年11月			主たる応援県 (被災県に最も交通至便な隣接県)
H8年1月		幹事県	
H9年2月	幹事県(応援本部) 隣接県(救援対策本部)		
H12年7月	主たる応援県	↓	
H19年6月	↓	被災県	↓
H20年7月	被災県		
今回改定			

(2)について

中部ブロック以外の隣接ブロック等(以下、「他ブロック」。)が被災し、他ブロック連絡会議幹事経由から中部ブロックに広域支援要請があった場合、幹事県に下水道対策本部(広域)を設置する。

この場合、幹事は、全国ルール第7条第2項に基づき、被災ブロックの下水道対策本部の本部員として対応するとともに、中部ブロックの各構成員は(1)と同様に副本部長または本部員となり下水道対策本部(広域)の業務を分担し、当該被災ブロックに対し、中部ブロックからの支援可能体制等の情報提供に努めるものとする。

その際、全国ルールの参考資料一1「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー(例)に従い、幹事は、必要に応じて当該被災ブロック連絡会議幹事(複数県に跨る災害発生時においては、広域支援調整隊若しくは下水道支援調整チーム内に所属する(公社)日本下水道協会)を窓口として広域支援に関する連絡・調整を行うものとする。

参考として、広域支援調整を行う際の体制・連携イメージを図-1に、本部設置から解散フローを図-2に示す。

なお、中部ブロック内に下水道対策本部(広域)が設置された場合であっても、幹事は総括副本部長としての役割(他ブロックとの広域支援調整等)であることを申し添える(下水道対策本部(広域)の本部長となる訳ではない)。

また、中部ブロックのオブザーバーである福井県若しくは滋賀県が被災した場合は、全国ルール第3条に基づき、両県が構成員となる近畿ブロック内で対応するため、幹事は、広域支援の要否を含め、近畿ブロック連絡会議幹事と調整するものとする。

図-1 他ブロックから広域支援要請を受けた場合の広域支援体制・連携イメージ図

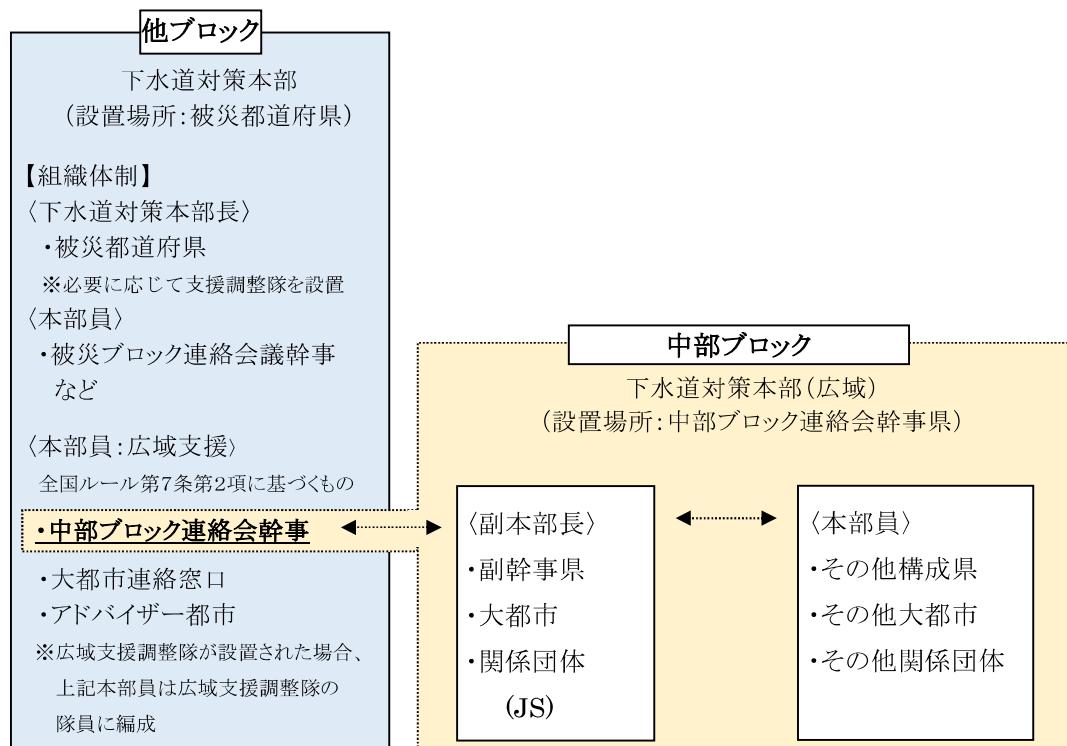
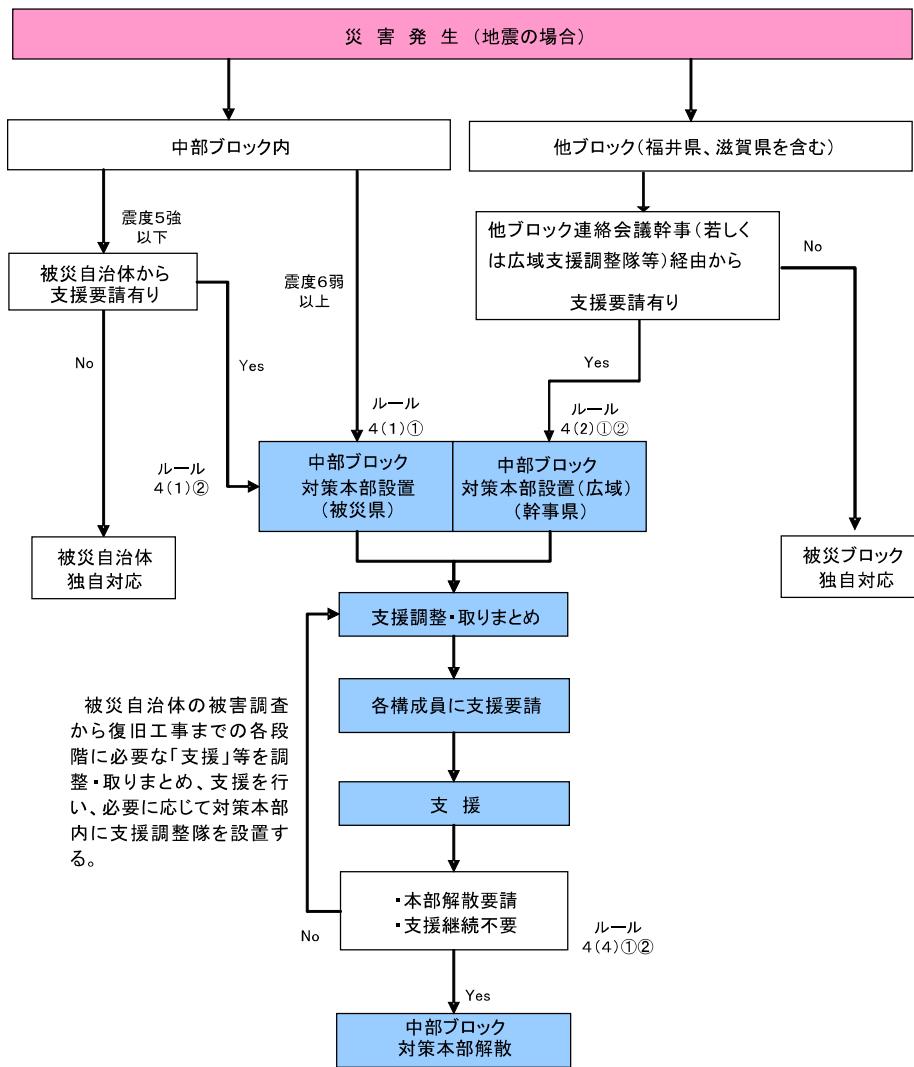


図-2 本部設置、解散フロー（参考）



### (3)について

国土交通省と総合調整を行い、副本部長、本部員または特別本部員の一部へ参考についての連絡を行う。

### (4)について

被災自治体または被災ブロックからの解散要請のほか、下水道対策本部長が被災自治体の応急復旧の状況、災害査定に向けた調査・設計等の進捗状況等を勘案し被災自治体と協議を行い、さらに下水道対策本部体制で支援の調整、取りまとめ等を行う必要がないと認められる場合は、下水道対策本部を解散する。

#### (5)について

下水道対策本部の解散後も、本格復旧を行う被災自治体では、他自治体からの長期派遣等の支援が必要となる場合もある。下水道対策本部を解散する場合、全国ルール第16条のとおり、本部解散後は必要な業務を下水道協会に引き継ぐものとする。

なお、被災県は、本部解散後も支援（派遣）の状況、復旧状況等を幹事及び下水道協会に報告する。

#### (6)について

平成24年12月12日付け国土交通省事務連絡では、「原則震度5弱以上の揺れがあった場合は、被害の有無にかかわらず、地方整備局等を経由して本省下水道事業課（現行は同課マネジメント推進室）まで報告」となっており、国土交通省への伝達経路について、事務連絡との整合を図るため、「全国ルール」では地方整備局を経由して国土交通省へ連絡することが明記されている。

そのため、「中部ルール」においては、上記趣旨及び本部長（被災県）の業務の負担軽減を鑑み、本部長（被災県）は、本文に規定する事項について、最低限連絡すべき構成員（幹事（幹事が被災県の場合は、副幹事県）及び被災県所管の地方整備局）に速やかに連絡するものとする。

また、本文に規定する事項のうち、「その他支援の実施に必要な事項」については、支援自治体等の活動の準備等を円滑に行うため、本部長（被災県）が最低限必要と判断した情報（広域支援の検討状況や宿泊先の情報提供の有無等）とする。

#### (7)について

震度5強以下の地震発生時は、(1)解説のとおり、地震発生から下水道対策本部が設置されるまでには、被害状況を調査し支援要請をするか否を判断までに時間を要することが予想される。そのため、被災県は、その後の本部設置に備え、状況等を別紙2の連絡系統に従い、幹事（幹事が被災県の場合は、副幹事県）に情報を提供する。なお、情報提供が必要となる判断基準は、(6)解説にある平成24年12月12日付け国土交通省事務連絡に基づき、震度5弱以上の揺れを観測した場合とした。

#### (8)について

本部長（被災県）の業務の負担軽減を鑑み、幹事（幹事が被災県の場合は、副幹事県）は、支援の実施に必要な事項について、構成員及び大都市連絡窓口に連絡するものとする。ただし、本項(6)に基づき、本部長（被災県）から連絡を受けた場合は、その他構成員と読み替えるものとする。

また、「支援の実施に必要な事項」とは、本部長からの連絡事項（本項(6)解説のとおり）のほか、中部ブロック内自治体等の支援活動の準備等を円滑に行うため、幹

事が最低限必要と判断した情報(中部ブロック各県からの被災状況、若しくは(公社)日本下水道協会から情報提供される他ブロックの被災状況等)とする。

ただし、本項(2)に定める下水道対策本部(広域)の設置・解散に関する事項については、中部ブロック内の支援調整が主な業務となるため、調整を要する構成員のみに伝達するものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は、幹事から提供された中部ブロック内における情報を他ブロック連絡会議幹事に連絡するものとする。

## 5 下水道対策本部の組織

(1) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

①下水道対策本部長(以下「本部長」という。)

被災した区域を所管する県の下水道担当課長

なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第5項(3)に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

②下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)

ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。

イ 本部長が必要と認めた者

③下水道対策本部員(以下「本部員」という。)

ア ①、②を除く別紙1の構成員

イ 本部長が必要と認めた者

④下水道対策特別本部員

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

(2) 中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

①大都市連絡窓口

②他ブロック連絡会議幹事

③災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)

(3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第6項(4)に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うもの

とし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

(4) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(5) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

#### (1)について

下水道対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。また、必要に応じて国土交通省に特別本部員としての参画を要請し、支援調整隊の隊長としてサポートを得ることができる。

なお、副本部長の区分は、原則 表-3 のとおりとする。

また、②イ及び③イの副本部長及び本部員に「本部長が必要と認めた者」とは、例えば、幹事または副幹事が被災し、上記副本部長が欠員となる場合に、その他の県及び大都市構成員等から状況に応じて定める。

さらに、中部ブロック内(オブザーバーを含む)では対応困難で、広域支援が必要になった場合に、下水道対策本部組織構成の拡充を図り、円滑な広域支援が行われるよう他ブロック連絡会議幹事、大都市窓口及び災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)に下水道対策本部に追加することができる。

表-3 副本部長の区分

副本部長の区分	幹事、副幹事区分	左記が被災した場合等の代理
本部長と直結の総括	幹事(県)	副幹事(県) または 本部長が必要と認める者
県、代表市のとりまとめ	副幹事(県)	本部長が必要と認める者
大都市	副幹事(大都市)	〃
JS	副幹事(JS)	〃
業界団体	副幹事(業界団体)	〃

#### (3)について

被災したブロック以外の広域支援調整や被災したブロック内の自治体への支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができるものとする。

リーダーシップを發揮しやすいよう、支援調整隊の隊長は、下水道対策本部内に参集した国土交通省の職員が担うことや、機動的かつ効率的に活動できるよう、支援調整隊の隊員は、下水道対策本部に参集した下水道対策本部員から隊長が必要に応じて指名するものとする。

複数の都道府県に跨る広域被災の場合には、被災した各県に(狭義の)下水道対策本部が設置され、支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整により、広域支援調整隊を設置することができる。また、国土交通省下水道部内に下水道支援調整チームが設置され、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に(広義の)下水道対策本部として対応するものとする。

なお、支援調整隊を設置する場合や複数県を跨ぐ災害発生時の支援体制及び連携フローについては、全国ルールの参考資料－1「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー(例)を参考とされたい。

## 6 下水道対策本部の業務

- (1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を総括副本部長経由で本部構成員に連絡することとする。
- (2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。
- ①下水道対策本部の設置、解散に関すること
  - ②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。
  - ③関係方面への情報提供に関すること。
  - ④ブロック内被災自治体への支援に関すること。
    - ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ
    - イ 支援可能体制の把握
    - ウ 支援計画の立案
    - エ 中部ブロック構成員への支援要請
    - オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
    - カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
    - キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
    - ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力
  - ⑤広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)
    - ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整

- イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
- ウ 中部ブロック構成員への支援要請
- エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請
- ⑥大都市ルールとの調整に関すること。
- ⑦その他支援の実施に必要な事項

(3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。

(4) 特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(1)、(2)について

本部長、副本部長及び本部員等の基本的な業務分担を 表-5 に参考を示す。しかし、災害の規模、状況等に応じて臨機応変に対応する必要があり、また、下水道対策本部設置時には調整、確認等を行い、意思疎通を図ることが重要である。

東日本大震災において、国土交通省水管・国土保全局下水道部及び地方整備局は、現地の下水道対策本部へ職員を派遣するなど、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体と連携し、支援活動を総合調整したことにより、スムーズな支援調整ができた。今回の「全国ルール」の改定では下水道対策本部の業務を行う際、二次災害等が発生しないよう、安全に留意することが重要であること、熊本地震を踏まえ下水道対策本部の業務として、「大都市ルールとの調整に関すること」を追加している。

(3)について

本部長は、必要に応じて下水道対策本部会議を開催し、円滑な支援活動等や早期復旧にあたっての対応等について協議するため、副本部長、本部員及び特別本部員等の関係者の召集等必要な措置をとるものとする。

表-4 下水道対策本部の業務(役割)分担(参考)

対策本部	団体区分	業務内容									
本部長	被災県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の設置・解散</li> <li>・被害状況等とりまとめ</li> <li>・副本部長、国土交通省への情報提供</li> <li>・被災自治体への支援調整</li> <li>　　被災自治体からの支援要請とりまとめ</li> <li>　　支援可能体制の把握</li> <li>　　(県内自治体、関係業界団体との調整及び県外分のとりまとめ)</li> <li>　　支援計画の立案</li> <li>　　支援要請</li> <li>　　前線基地の設置、連絡調整</li> <li>　　支援隊の指揮</li> <li>・その他</li> </ul>									
副本部長	幹事(総括) 副幹事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長との連絡調整(複数県被災の場合を含む)</li> <li>・中部ブロック内の連絡調整</li> <li>　　情報提供補助(中部ブロック内県、大都市、管内自治体へ) 　　" (関係業界団体へ) 　　" (下水道協会へ)</li> <li>　　支援体制の調整、とりまとめ(中部ブロック内自治体、関係業界団体分)</li> <li>・中部ブロック以外の他ブロック・大都市との連絡調整</li> <li>　　情報提供補助(他ブロック幹事、大都市窓口へ)</li> <li>　　支援体制の調整、とりまとめ(他ブロック、他大都市分)</li> <li>・支援隊の派遣先調整(被災県が複数の場合等)</li> <li>・必要に応じて本部長の業務</li> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>									
	副幹事 (J S)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供補助(J S各事務所、処理場関係業界団体へ)</li> <li>・支援体制の調整、とりまとめ(J S各事務所、処理場関係業界団体分)</li> <li>・処理場、ポンプ場施設に係る被害調査、復旧計画に関する調整</li> </ul>									
	本部員	<table border="1"> <tr> <td>県</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供補助(管内自治体へ)</li> <li>・支援体制の調整、とりまとめ(管内自治体分)</li> <li>・必要に応じて副本部長の業務</li> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>大都市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>代表市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>下水道協会</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供補助(全国ブロック幹事、大都市等へ)</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>各業界団体</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul> </td></tr> </table>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供補助(管内自治体へ)</li> <li>・支援体制の調整、とりまとめ(管内自治体分)</li> <li>・必要に応じて副本部長の業務</li> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>	大都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>	代表市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>	下水道協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供補助(全国ブロック幹事、大都市等へ)</li> </ul>	各業界団体
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供補助(管内自治体へ)</li> <li>・支援体制の調整、とりまとめ(管内自治体分)</li> <li>・必要に応じて副本部長の業務</li> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>										
大都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>										
代表市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>										
下水道協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供補助(全国ブロック幹事、大都市等へ)</li> </ul>										
各業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>										
一般市等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援隊の編成、派遣</li> </ul>									

### (3)について

全国ルール第9条にて規定されている国土交通省の役割を中部ルールに位置付けた。

国土交通省の役割は、ブロック内及び広域支援による支援・応援活動等の「総合調整」を行うこととしている。なお、自治体においては、自主的に行動していくことも必要である。

災害の規模によっては、災害査定に至るまでの業務の迅速化・効率化について検討する役割もある。

## 7 支援体制の確立

- (1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帶同可能な資機材等について報告するものとする。
- (3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。  
また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

「7. 支援体制の確立」について

全国ルール第10条参照

## 8 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帶同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

「8. 応援活動」について

全国ルール第11条参照。「全国ルール」では「下水道の地震対策マニュアル」を2006年以降、2014年に改定しているため(2)――2006版――及び「下水道の地震対策マニュアル別冊・緊急対応マニュアル――2006年版――」を削除している。

## 9 前線基地

- (1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- (3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

### 「9. 前線基地」について

全国ルール第12条参照。「全国ルール」にて熊本地震を踏まえた他事業との調整により、活動拠点の確保が困難となる場合が想定され、下水道部局が終末処理場を使用する可能性があることを、しっかりと認識しておくことが重要と思われるため前線基地を被災自治体の終末処理施設等に設置することを追加している。

## 10 その他

- (1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。
- (2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (4) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。  
また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。

- (5) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。
- (6) 災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡(メール等)を行うことができる。

(1)について

全国ルール第13条参照。「全国ルール」にて被災した自治体における宿泊施設の斡旋・調整の負担を軽減するため削除している。

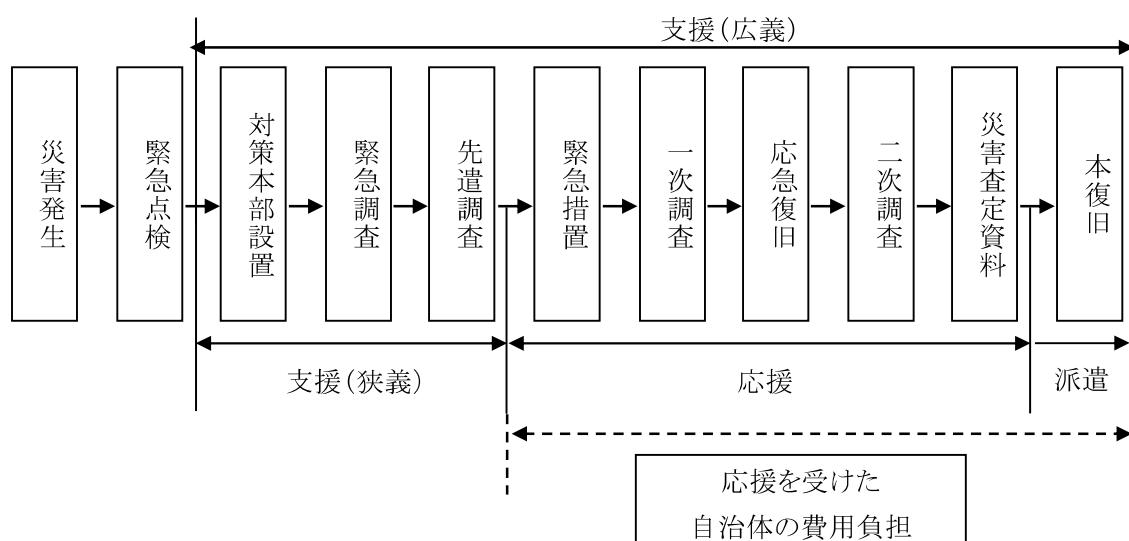
(2)について

・応援する職員及び応援に要する費用の負担

災害対策基本法第92条(指定行政機関の長又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)の規定により、応援を受けた公共団体が当該応援に要した費用(職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等)を負担します。

・派遣に要する費用の負担

地方自治体職員の派遣に要する費用の負担は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を合わせ有することとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担としています。



(3)について

全国ルール第16条参照。

(4)について

本ルールは、あくまでも下水道事業における災害時相互支援等が円滑かつ迅速に行われるよう基本的な事項を定めたものであり、災害の規模、状況により、本ルールでは対応できない事態や想定されない対応が必要となることも考えられる。

そのため、このような場合には、目的達成のため臨機応変に対応することが重要であり、支援の相互関係者が協議して必要な事項を定めるものとする。

なお、本ルールに基づき、以下の内容についても、別に定めるものとする。

[別に定める事項]

・連絡様式の追加

災害時支援の業務の簡素化及び効率化を図るため、被害状況の報告様式の一部を国 の様式に統一する等、構成員に連絡する見本様式を追加

・災害時下水道事業関連サイト(以下、「災害サイト」)の運用について(案)

(公社)日本下水道協会が管理・運営する災害サイトについて、中部連絡会議においても、利用に向けた検討が行われてきた経緯を踏まえ、中部ルールに基づく災害サイトの運用 (案)を作成

(5)について

幹事から被災県は直接連絡をもらうため、副幹事(県)は被災県及び幹事への連絡は不要とする。

(6)について

平常時及び災害時の情報伝達に関して、その情報が、緊急性を要するものや、周知するのみの場合は、その内容にかかる返信を要しないため、幹事からの一斉送信(メール若しくは「災害サイト」を利用した一斉配信等)とすることができる。

情報を基に意見集約をする、または支援体制の報告をする等のとりまとめを行う場合は、別紙2 または別紙3による連絡体系にて連絡することとし、その判断は幹事県でおこなうこととする。

なお、一斉送信を行った場合でも、災害時等で確実性を要する情報の場合は、定められた連絡体系に基づき電話による受信確認を行う。

電子メールによる実運用に関しては、次のとおり定めるものとする。

1 幹事からの送信は、文末にどの連絡体系に基づいて送っているか記載する。

文例案:本メールは「一斉送信」されていますので、転送は不要です。

本メールは「災害時連絡体系」に基づいて送信されていますので、各構成員は 転送をお願いします。

2 電子メールの受信確認は、件名の冒頭に【受信確認 団体名】と追加記載して返信する。文面の追記等は必要なし。

## 下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

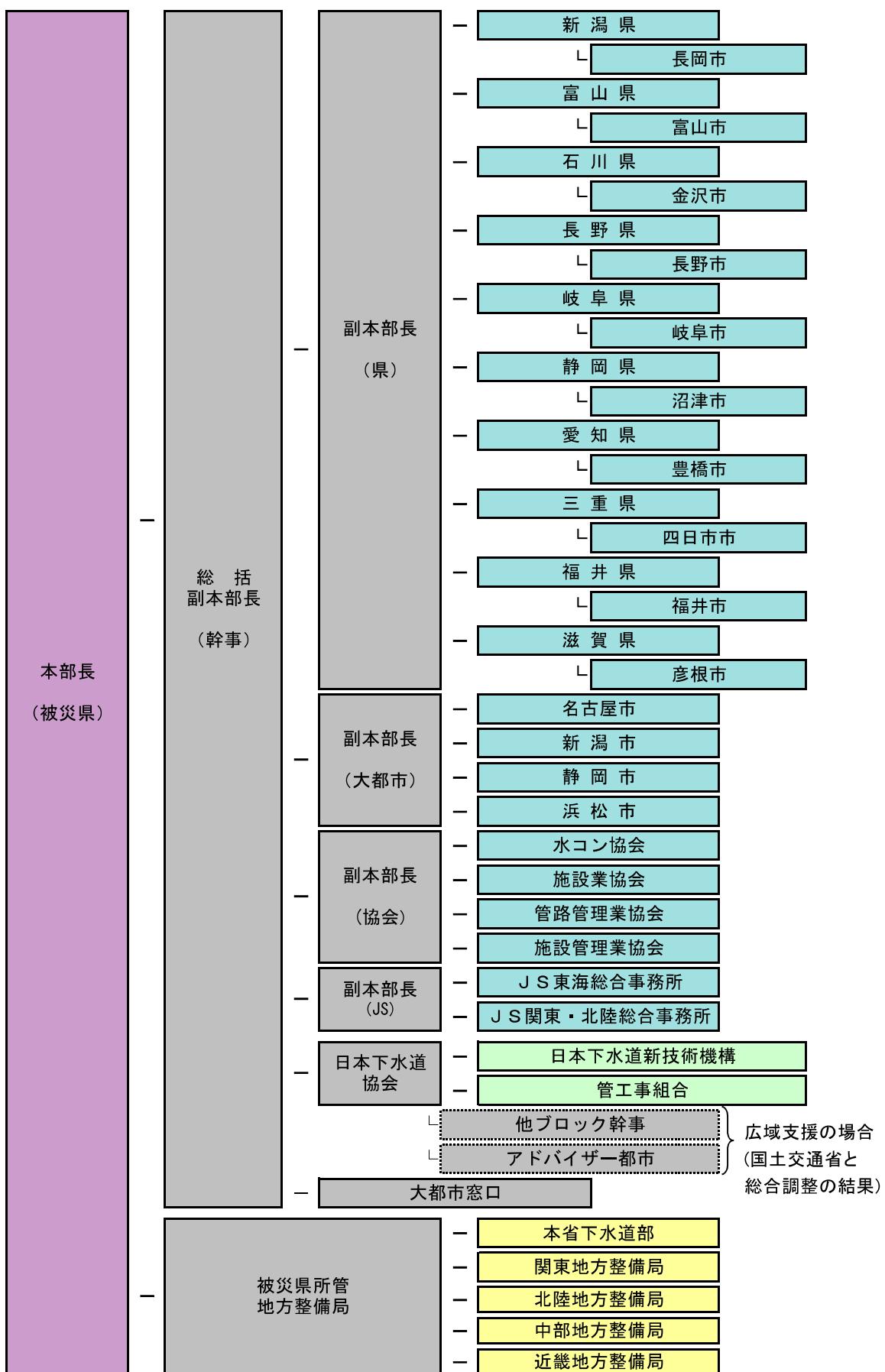
【部局名の変更がありましたら修正願います。】

団体区分	団体名	担当部局名	摘要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	土木部都市計画課生活排水対策室	
	長野県	環境部生活排水課	
	岐阜県	都市建築部下水道課	
	静岡県	交通基盤部都市局生活排水課	
	愛知県	建設局下水道課	
	三重県	県土整備部下水道事業課	
	福井県	土木部河川課	オブザーバー
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
大都市	名古屋市	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年毎に持ち回り
	新潟市	下水道部下水道計画課	
	静岡市	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市	上下水道部下水道工事課	
代表市	長岡市	土木部下水道課	
	富山市	上下水道局経営企画課	
	金沢市	企業局維持管理課	
	長野市	上下水道局下水道施設課	
	岐阜市	上下水道事業部上下水道事業政策課	
	沼津市	水道部下水道整備課	
	豊橋市	上下水道局総務課	
	四日市市	上下水道局	
	福井市	企業局上下水道経営部	オブザーバー
	彦根市	上下水道部下水道建設課	
国土交通省	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室	下水道対策特別本部員
	関東地方整備局	建政部都市整備課	
	北陸地方整備局	建政部都市・住宅整備課	
	中部地方整備局	建政部都市整備課	
	近畿地方整備局	建政部都市整備課	オブザーバー
日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課	副幹事(永年)
	関東・北陸総合事務所	施工管理課	
(公社)日本下水道協会	技術部技術課		
(公財)日本下水道新技術機構	研究第一部		日本下水道協会が窓口となり、連絡調整をとる。
全国管工事業協同組合連合会(管工事組合)			日本下水道協会が窓口となり、連絡調整をとる。
業界団体	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 中部支部(水コン協会)		副幹事を1年毎に持ち回り
	(一社)日本下水道施設業協会 中部地区(施設業協会)		
	(公社)日本下水道管路管理業協会 中部支部(管路管理業協会)		
	(一社)日本下水道施設管理業協会 中部支部(施設管理業協会)		

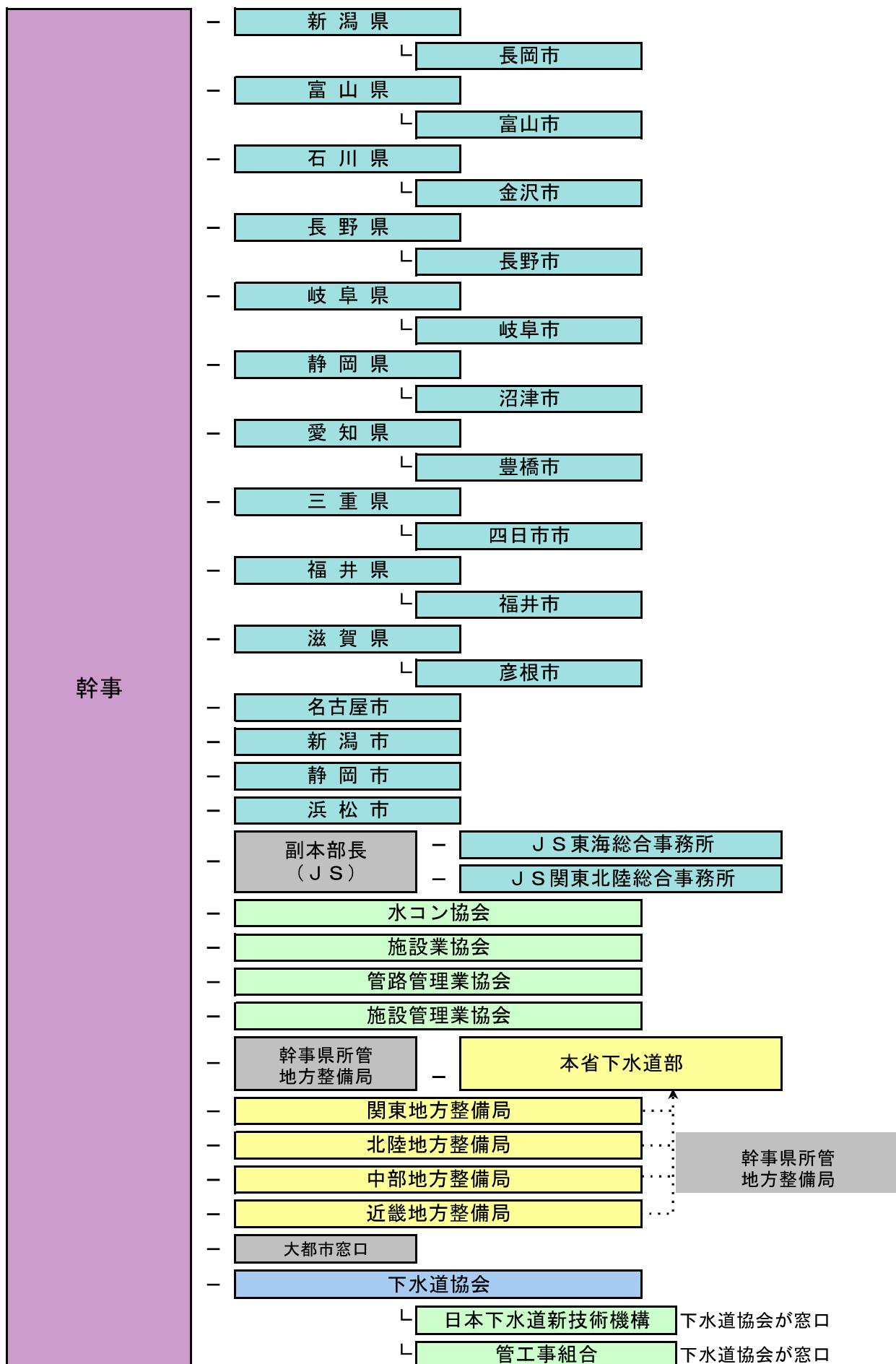
## 【参考】上記構成員以外の関係者

他ブロック連絡会議幹事	※(公社)日本下水道協会から幹事県に毎年提供される「全国代表者連絡会議名簿」を参照		※中部ルール第4項(2)に基づく連絡窓口
大都市ブロック連絡窓口	東京都	下水道局計画調整部計画課	※中部ルール第4項(7)に基づく連絡窓口

## 下水道事業災害時中部ブロック支援体制 災害時連絡体系



## 下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部 連絡体系



## 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

(以下、「中部ルール」)に基づく様式集

令和4年11月作成

下水道事業災害時中部ブロック連絡会幹事

様式1：下水道対策本部(広域含む)の設置及び組織体制に関する連絡様式  
(中部ブロックルール第4項(1)、(2)及び第6項(1)関係)

様式2：被災状況のとりまとめに関する連絡様式  
(中部ブロックルール第4項(7))  
※被災なしの場合は任意

様式3：下水道対策本部(広域含む)の解散に関する連絡様式  
(中部ブロックルール第4項(4)関係)

様式4：支援活動可能体制の報告依頼に関する連絡様式  
(中部ブロックルール第7項(1)関係)

様式5：支援調整結果(支援要請)に関する連絡様式  
(中部ブロックルール第7項(3)関係)

・支援要請書-① [被災自治体(市町村)⇒本部長(所管自治体所管県)]  
・支援要請書-② [本部長⇒総括副本部長⇒支援要請自治体]  
(中部ブロックルール第7項(3)関係)

・応援要請書-① [被災自治体(市町村)⇒本部長(所管自治体所管県)]  
・応援要請書-② [本部長⇒総括副本部長⇒応援要請自治体]  
(中部ブロックルール第8項(1)関係)

(様式1:下水道本部(広域含む)の設置及び組織体制に関する連絡様式)

(第〇報:本部 or 本部(広域)の設置) <〇〇県>

令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇  
下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部

令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇 〇〇県〇〇課内に「下水道対策本部」or「下水道対策本部(広域)」を設置しました。

1. 下水道対策本部 or 下水道対策本部(広域)の体制

本部長 :〇〇県 〇〇課長  
総括副本部長:〇〇県 〇〇課長  
副本部長 :〇〇県 〇〇課長  
〃 :〇〇市 〇〇課長  
〃 : (公社) 〇〇支部長  
〃 : 日本下水道事業団 〇〇事務所 〇〇課長

[参考]上記本部の設置根拠

下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールの該当条項(該当項目に●印)

- [ ] 第4項(1)① : 震度6弱以上の地震発生
- [ ] 第4項(1)② : 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- [ ] 第4項(1)③ : その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事等と調整の上、必要と判断した場合
- [ ] 第4項(2)① : 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合で幹事県が必要と判断した場合
- [ ] 第4項(2)②: 他ブロックからの広域支援要請があった場合で幹事県が必要と判断した場合

(様式2:被災状況のとりまとめに関する連絡様式)

(第○報:被災状況報告) <○○県>

令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇時点  
下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部

1. 被害状況

自治体名	下水道施設の分類 (「被害あり」「被害なし」のみ記入)				中部ブロック 連絡会議へ の支援要請 の検討状況	特記事項
	処理場	ポンプ場	管 路	その他施設 (MHP 等)		

※調査中の場合は、未記入

[留意事項]

被害の詳細や点検状況については、国土交通省の事務連絡「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」に定める施設被害報告様式1及び2(最新版の様式)を添付すること。

(様式3:下水道本部(広域含む)の解散に関する連絡様式)

(第○報:本部 or 本部(広域)の解散) <○○県>

令和○年○月○日 ○○:○○  
下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部

令和○年○月○日 ○○:○○ ○○県○○課内に設置した「下水道  
対策本部」or「下水道対策本部(広域)」を解散しました。

[参考]上記本部の解散根拠

下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールの該当条項(該当項目に●印)

- [ ] 第4項(4)① : 支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
- [ ] 第4項(4)② : 本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

(様式4:支援活動可能体制の報告依頼に関する連絡様式)

## (第〇報:支援可能体制の報告依頼) <〇〇県>

令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇  
下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部

令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇 〇〇県内の被災自治体 or〇〇ブロック連絡会議幹事から、中部ブロック構成員に対し、支援の要請も予想されることから、支援可能体制等の報告をお願いします。

### 1. 支援要請(検討中含む)に関する情報 (〇月〇日 〇〇:〇〇現在)

#### (1) 対象施設の被害状況等

自治 体名	種別	処理 区名	被害・対応状況等	
			処理場	管渠

#### (2) 支援要請内容

対象 自治体	対象 施設	支援業務	要請先	備考

### 2. 中部ブロック構成員への依頼内容

別添「支援可能体制等調査」様式により〇日〇時までに報告をお願いします。

### 〔補足〕

以下の様式は見本であるため、必要に応じて内容を編集する等して、ご活用ください。

## 支援可能体制の報告<○○県>

### 見本様式①

第〇報

## 下水管渠被害調査(1次調査) 支援可能体制

(单位:人)

班名	自治体名	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	計
(例) ○○県 (1班)	○○県	2	2	2	2	2	2				12
	○○市	2	2	2	2	2	2				12
											0
											0
	計	4	4	4	4	4	4	0	0	0	24
(例) ○○県 (2班)	●●市					1	1	1	1	1	5
	○○市					1	1	1	1	1	5
	●●市					2	2	2	2	2	10
		計	0	0	0	0	4	4	4	4	20
合計		4	4	4	4	8	8	4	4	4	44

- (注1) 1次調査は目視により、マンホール・管きょ周辺路面の異常の有無及びマンホール本体の異常の有無を確認し、必要に応じて計測、写真撮影を行うものとします。
  - (注2) 本支援に係る費用は、「中部ルール」10によるものとします。
  - (注3) 代表市及び各市町村は、上記期間内に派遣可能な人員を県に報告してください。
  - (注4) 各県、各大都市は、各市町村からの人員を1班が4~6名程度となるよう班編制を行い、副本部長(○○県)に報告をお願いします。副本部長(○○県)は、とりまとめ後、総括副本部長(○○県)に報告をお願いします。
  - (注5) 調査に必要な機材等は各班で準備し携行願います。

[補足]

以下の様式は見本であるため、必要に応じて内容を編集する等して、ご活用ください。

## 支援可能体制の報告<○○事務所>

見本様式②

第〇報

注)赤字箇所のみ記入すること

### 処理場・ポンプ場被害調査(1次調査) 支援可能体制

(単位:人)

所属	職種	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	計
(例) ○○事務所	土木	2	2	2	2	2	2				12
	建築	2	2	2	2	2	2				12
	機械	2	2	2	2	2	2				12
	電気	2	2	2	2	2	2				12
	計	8	8	8	8	8	8	0	0	0	48
(例) ○○事務所	土木						2	2	2	2	8
	建築						2	2	2	2	8
	機械						2	2	2	2	8
	電気						2	2	2	2	8
	計	0	0	0	0	0	8	8	8	8	32
合計		8	8	8	8	8	16	8	8	8	80

(注1) 1次調査は以下の通りとします。

(1)土木、建築関連

処理場の壁の漏水、クラック発生の程度、エキスパンションジョイント部のズレの程度、及び扉の開閉状況の確認等について行う。

(2)機械施設

処理場の機能を回復させるため、重要度の高い機器、配管等を優先して調査する。

(3)電気設備

緊急調査により判明した電気設備の被害の内容と程度を調査し、応急復旧を行うための判定資料とする。

(注2) 本支援に係る費用は、「中部ルール」10によるものとします。

(注3) ○○事務所は、上記期間内に派遣可能な人員を副本部長(○○事務所)に報告してください。副本部長は、取りまとめ後、総括副本部長(○○県)に報告をお願いします。

(注4) 調査に必要な機材等は各構成員で準備し携行願います。

## 〔補足〕

以下の様式は見本であるため、必要に応じて内容を編集する等して、ご活用ください。

## 支援可能機材の報告<○○県>

### 變本擗式-3

第二報

(様式5:支援調整結果(支援要請)に関する連絡様式)

## (第〇報:支援調整結果の報告(支援要請))

<〇〇県>

令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇  
下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部

被災自治体への被害調査支援及び資機材の提供等を中部ブロック各自治体等に要請します。なお、正式な要請文書は追って送付します。

### 1. 要請内容

#### (1) 1次調査支援

要請期間、支援対象自治体は、別紙「1次調査支援要請一覧」のとおり。

支援要請を受理された自治体、団体等は、「1次調査支援要請一覧」に各班の代表者名、連絡先(携帯)を記入のうえ、回答をお願いします。

令和〇年〇月〇日〇時から、調査区域、内容等についての説明会を実施しますので、次項前線基地に集合をお願いします。

#### (2) 資機材提供支援

前線基地の設営及び管渠の応急復旧に必要な各資機材等の提供要請は、別紙「資機材支援要請一覧」のとおり。

前線基地設営に必要な資機材は、1次調査開始の前日(〇月〇日)まで、また管渠応急に必要な資機材等は、早急に必要となっていますので、支援要請を受理された自治体、団体等は、「資機材支援要請一覧」に現地到着予定日時を記入のうえ、回答をお願いいたします。

なお、各資機材等の搬入は、次項前線基地までお願いします。

### 2. 前線基地

1次調査及び応急復旧のため、以下のとおり現地前線基地を設置します。

支援対象 自治体	対象処理区	前線基地所在地	前線基地 総括・指揮団体名

(支援要請書-①)

〇〇第 号  
令和 年 月 日

(被災自治体所管県)  
〇〇県〇〇部〇〇課長 様

(被災自治体)  
〇〇市(町、村)〇〇課長

〇〇〇(災害名称)に係る災害支援要請について(依頼)

〇〇〇(災害名称)により、本市(町)の下水道施設に甚大な被害が発生しており、本市(町)独自では対応が困難のため、下記のとおり支援を要請します。

記

1. 対象区域 〇〇市全域
2. 要請内容 下水道〇〇施設の ……等
3. 費 用 後日協議による。

連絡先 〇〇市(町、村)〇〇課  
TEL

(支援要請書-②)

〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇〇県〇〇部〇〇課長 経由  
(支援自治体)〇〇市〇〇課長 様

中部ブロック下水道対策本部長  
〇〇県〇〇部 〇〇課長

〇〇〇(災害名称)に係る災害支援要請について(依頼)

〇〇〇(災害名称)により、〇〇県〇〇市等において下水道施設に甚大な被害が発生しており、別紙のとおり〇〇市から支援要請がありましたので、下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールに基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

1. 対象区域 〇〇市全域
2. 要請内容 下水道管渠施設の緊急被害調査等
3. 期 間 令和〇年〇月〇日～〇日 (詳細については別途協議による)
4. 費 用 後日協議による。

\* 被災自治体からの支援要請書①の写しを添付する

連絡先 〇〇市(町、村)〇〇課  
TEL

(応援要請書-①)

〇〇第 号  
令和 年 月 日

(応援自治体)

〇〇市〇〇課長 様

(被災自治体)  
〇〇市〇〇課長

〇〇〇(災害名称)に伴う下水道施設復旧のための応援要請について(依頼)

〇〇〇(災害名称)の発生に伴い、本市(町、村)において下水道施設に甚大な被害が発生いたしました。

つきましては、貴市に災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請いたします。  
なお、詳細につきましては、別途協議いたします。

連絡先 〇〇市(町、村)〇〇課  
TEL

(応援要請書-②)

〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇〇県〇〇部〇〇課長 経由  
(応援自治体)〇〇市〇〇課長 様

中部ブロック下水道対策本部長  
〇〇県〇〇部 〇〇課長

〇〇〇(災害名称)に係る災害応援要請について(依頼)

〇〇〇(災害名称)により、本県〇〇市(町、村)において下水道施設に甚大な被害が発生しており、〇〇市から別紙のとおり災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援要求がありましたので、貴市の応援を要請します。

\*応援要請書-①を添付する

連絡先 〇〇市(町、村)〇〇課  
TEL

## 愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県、県内の市町（名古屋市を除く）が実施する下水道事業において大規模な災害が発生した場合及び下水道事業中部ブロック支援に関するルール（以下「中部ルール」という。）に基づく支援要請または下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）に基づく広域支援要請を受けた場合の支援体制等について必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領における支援は、全国ルール解説8に記載のある「応援」、「派遣」を含む広義の支援に関するものとする。

### (対策本部の設置)

第2条 災害時の指揮、総括を行う場として、愛知県下水道対策本部（以下「対策本部」という。）を県建設局上下水道課内に設置し、上下水道課は上下水道課指導管理室と協力して対応する。なお、対策本部長には県建設局上下水道課長があたり、上下水道課指導管理室長が対策本部長の補佐にあたる。

2 対策本部は、次の場合に設置する。

- (1) 県内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5弱以下での地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した市町から支援要請を受けた場合
- (3) その他災害が発生し、県建設局上下水道課が下水道施設の被害状況等を勘案し、中部ルールにおける幹事県と調整の上、必要と判断した場合

3 対策本部は、設置した旨を県建設事務所、（公財）愛知水と緑の公社及び市町（以下、「県内各機関」という。）に速やかに連絡するものとする。

### (対策本部の解散)

第3条 対策本部は、次の場合に解散する。

- (1) 支援を要請した市町が対策本部の解散要請を行った場合
- (2) 対策本部長が被災した市町の復旧状況等を勘案し、当該市町と協議のうえ、対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

2 対策本部は、解散した旨を県内各機関に速やかに連絡するものとする。

### (対策本部の業務)

第4条 対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 情報収集、広報等の対応
- (2) 被災した市町の支援を行う自治体等の調整
- (3) 県内での対応が困難と判断される場合、中部ルールに基づく支援要請
- (4) その他必要な業務

#### (情報伝達体制)

第5条 対策本部（設置されていない場合は県建設局上下水道課。以下同じ。）及び県内各機関における被害状況の報告や支援要請等の情報伝達は、別紙1の連絡体系に従い行うことを原則とする。

- 2 対策本部は、その情報の性質を考慮して、関係する県内各機関に一斉連絡を行うことができるものとする。
- 3 対策本部は、前項の一斉連絡を行う場合、受信確認の要否や報告時における連絡体系等を適宜指定するものとする。
- 4 情報伝達手段は電子メールを基本とし、電子メールが使用できない場合は防災FAX等を用いることとする。

#### (被害状況の報告)

第6条 県内各機関は、震度5弱以上の地震が発生した場合またはその他の災害が発生し下水道施設に被害を受けた場合、被害状況を対策本部に報告するものとする。なお、流域関連公共下水道を管理する市町は、流域下水道を所管する県建設事務所へもあわせて報告するものとする。

- 2 前項に定める報告において、対策本部から特に指定がない場合は、下記を基本とする。
  - (1) 発災後2時間以内に第1報を【県ルール様式1】により報告
  - (2) 発災後24時間以内に第2報を別に国の定めた様式により報告
  - (3) 第3報以降は、前回の報告を15時時点の情報に更新して毎日報告
- 3 対策本部は、前項までに定める報告を受けた場合、県内の被害状況を整理し、県内各機関に適宜情報提供するものとする。

#### (支援の要請)

第7条 県建設事務所及び市町は、他の自治体の支援を受けようとする場合、必要な人員、資器材の数量等を明らかにした上で、対策本部に【県ルール様式2】により要請するものとする。なお、緊急的な調査に要する経費は、原則支援する側の負担とし、本復旧のための調査及び業務等については支援を受ける側の負担とする。またこれに定めのない事項については別途協議とする。

- 2 支援を要請した市町は復旧状況等を勘案し、対策本部による業務の必要が無くなつたと判断した場合、対策本部に解散要請を行うものとする。

#### (支援活動準備)

第8条 対策本部は、中部ルールに基づく支援要請または全国ルールに基づく広域支援要請を受けた場合、第5条第2項に規定する連絡手段により、速やかに県建設事務所及び市町に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

2 前項の報告依頼を受けた県建設事務所及び市町は、速やかに支援活動の可否を検討し、対策本部に報告するものとする。

(連絡窓口)

第9条 県内各機関においては、毎年度当初、下水道事業における災害時支援に関する連絡窓口を定め、県建設局上下水道課に報告するものとする。

2 県建設局上下水道課は前項により提出された県内各機関の連絡窓口をとりまとめ、県内各機関に配布するものとする。

(資器材等のリスト)

第10条 県内各機関においては、毎年度当初、支援に提供可能な資器材等のリストを県建設局上下水道課に報告するものとする。

2 県建設局上下水道課は前項により提出された資器材等のリストをとりまとめ、県内各機関に配布するものとする。

(訓練の実施)

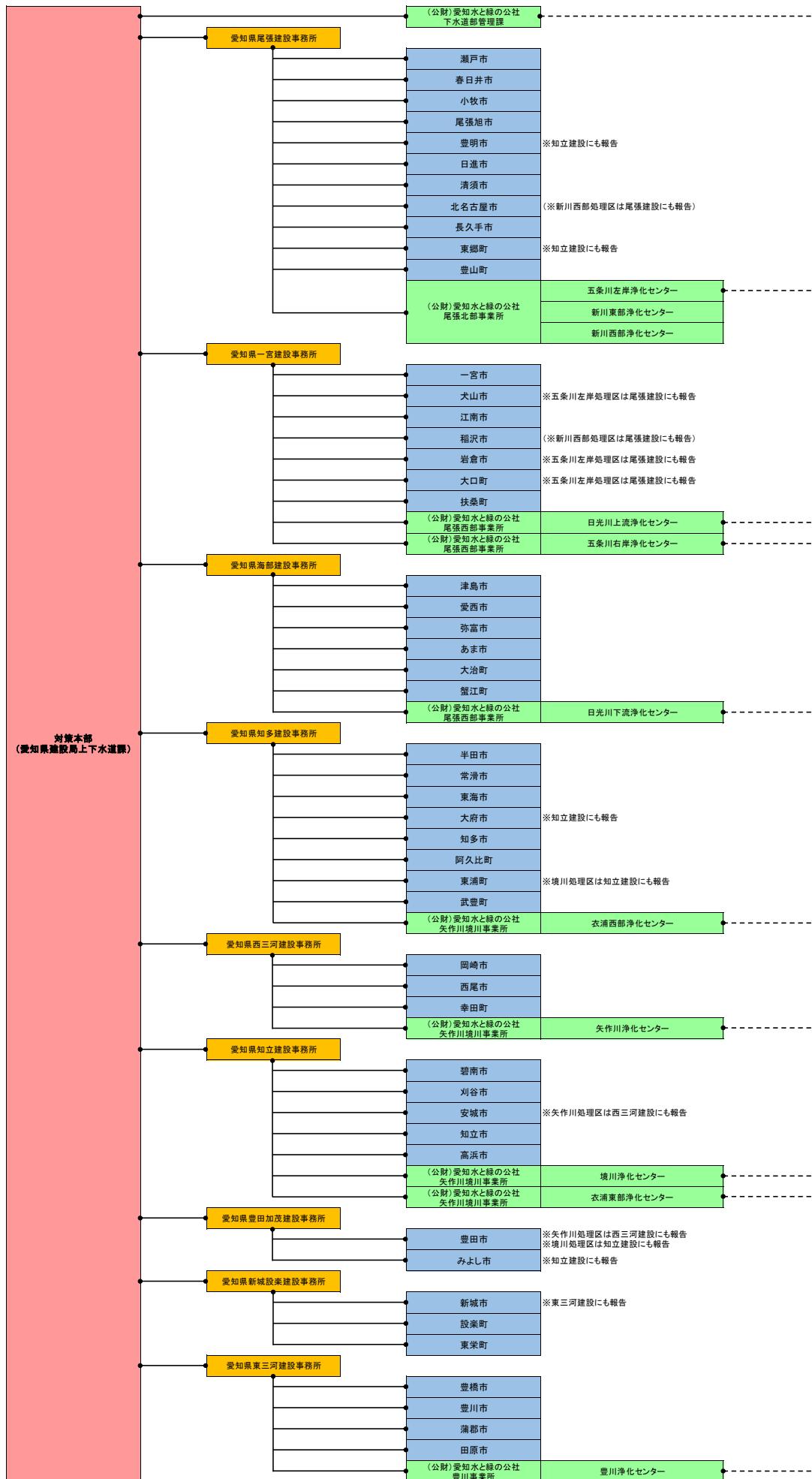
第11条 県建設局上下水道課は、毎年、災害時を想定した訓練等を実施するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めがない場合及び要領によりがたい場合は、協議して決めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成16年10月12日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年 4月 3日から施行する。
- 3 この要領は、平成22年 2月10日から施行する。
- 4 この要領は、平成24年12月20日から施行する。
- 5 この要領は、平成26年 2月28日から施行する。
- 6 この要領は、平成28年12月 1日から施行する。
- 7 この要領は、平成30年 3月20日から施行する。
- 8 この要領は、平成30年12月28日から施行する。
- 9 この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 10 この要領は、令和3年 3月 1日から施行する。
- 11 この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。



## 愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領

### 様式一覧

様式番号	内容	作成機関	参照
【県ルール様式 1】	被害報告（第1報） 施設稼働状況、通信の状況等	県建設事務所 公社事業所 市町	第6条 第2項
【県ルール様式 2】	支援要請依頼書	市町	第7条 第1項
	支援要請調書（人員）	県建設事務所 公社事業所 市町	第7条 第1項
	支援要請調書（資機材）	県建設事務所 公社事業所 市町	第7条 第1項

（令和6年4月1日 改正）

機関名

報告日時

処理区名

処理区名

## 処理場の状況（対象：公社事業所・市町）

 対象施設なし

施設被害	<input type="checkbox"/> 被害なし	<input type="checkbox"/> 被害あり	<input type="checkbox"/> 確認中	
稼働状況	<input type="checkbox"/> 水処理可能	<input type="checkbox"/> 揚水可能 (水処理に支障あり)	<input type="checkbox"/> 流入制限あり	<input type="checkbox"/> 受入不能
下水・し尿等 受入可否	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 確認中	
処理場の状況	稼働状況や処理機能の状況等について記載してください。（記入欄が足りない場合は別紙を添付してください）			

## 管きょの状況（対象：県建設事務所・市町）

施設被害	<input type="checkbox"/> 被害なし	<input type="checkbox"/> 被害あり	<input type="checkbox"/> 確認中
管きょの 流下能力	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 確認中
使用制限 緊急放流など	<input type="checkbox"/> 実施している	<input type="checkbox"/> 実施する予定 (現状では未実施)	<input type="checkbox"/> 実施しない
管きょの状況	流下能力の状況等について記載してください。（記入欄が足りない場合は別紙を添付してください）		

## ポンプ場の状況（対象：公社事業所・市町）

 対象施設なし

施設被害	<input type="checkbox"/> 被害なし	<input type="checkbox"/> 被害あり	<input type="checkbox"/> 確認中
ポンプ場の 揚水能力	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 確認中
ポンプ場の状況	被害ありの場合はポンプ場名とその状況を記載してください。（記入欄が足りない場合は別紙を添付してください）		

## 通信の状況（建設事務所・市町庁舎用）

（※現時点で不明なものは空欄としてください）

電話	<input type="checkbox"/> NTT回線	<input type="checkbox"/> 防災行政無線	<input type="checkbox"/> 衛星携帯電話
ファックス	<input type="checkbox"/> NTT回線	<input type="checkbox"/> 防災ファックス	
メール	<input type="checkbox"/> 通常のアドレス		
その他の手段 連絡先など			

## 通信の状況（公社事業所・処理場用）

（※現時点で不明なものは空欄としてください）

電話	<input type="checkbox"/> NTT回線	<input type="checkbox"/> 防災行政無線	<input type="checkbox"/> 衛星携帯電話
ファックス	<input type="checkbox"/> NTT回線		
メール	<input type="checkbox"/> 通常のアドレス		
その他の手段 連絡先など			

その他（連絡事項など）

発信者

連絡先

（TEL・携帯電話・無線）

【県ルール様式 2】支援要請依頼書

(要領 第7条第1項関係)

○○○第 号  
○○ 年 月 日

愛知県建設局上下水道課長 殿

○○市(町) ○○○課長

○○○地震に係る災害支援要請について(依頼)

○○地震により、本市(町)の下水道施設に甚大な被害が発生しており、本市(町)独自では対応が困難のため、下記のとおり支援を要請します。

記

1. 対象区域 ○○市(町) 全域

2. 要請内容 別添「支援要請調書」のとおり

3. 費用 支援者側の負担によりお願ひいたします

担当 :

電話 :

FAX :

メール :

【県ルール様式2】支援要請調査書（人員）

（要領 第7条第1項関係）

事務所名（市町村名）：  
担当者 氏名：  
TEL：  
防災無線：  
Email：

1. 人的支援要請  
①管渠開通

市町名	必要人数(人)										計(人)
	災害発生日 1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	8日後	9日後	10日後	
○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	0
											0
											0

②処理場・ポンプ場開通

市町名	職種	必要人数(人)										計(人)
		災害発生日 1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	8日後	9日後	10日後	
	土木											0
	建築											0
	機械											0
	電気											0
	計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 物的支援要請

【】有り …別シート（県ルール様式2（資機材））に必要な資機材を記入

【】該当なし

3. 備考

--

## 【県ルール様式2】支援要請調書（人員）

（要領 第7条第1項関係）

### I. 管路施設について

- (注1) 一次調査は目視により、マンホール・管きよ周辺路面の異常の有無及びマンホール本体の異常の有無を確認し、必要に応じて計測、写真撮影を行います。  
(注2) 調査に必要な人員及び作業量は別表1を目安としてください。  
※あくまで参考例です。各市町で原単位を設定している場合はそれらを使用してください。  
(注3) 本支援に係る費用は、「下水道事業災害時中部ロック支援に関するルール」10によるものとします。  
(注4) 必要な支援人員数及び期間を報告してください。

別表1

業務	原単位
一次調査	約8~9km/班・日(1班当たり4~5名)
二次調査	約100~300m/班・日(1班当たり4~5名)
マンホール調査	約20ヶ所/班・日(1班当たり4~5名)

下水道BCP策定マニュアル2022版（自然災害編）P86より

### II. 处理場・ポンプ場について

- (注1) 一次調査は以下のおりとします。

- (1) 土木、建築関連  
処理場の壁の漏水、クラック発生の程度、エキスパンションジョイント部のズレの程度、及び扉の開閉状況の確認等について行う  
(2) 機械施設  
処理場の機能を回復させるため、重要度の高い機器、配管等を優先して調査する  
(3) 電気設備  
緊急調査により判明した電気設備の被害の内容と程度を調査し、応急復旧を行うための判定資料とする  
(注2) 本支援に係る費用は、「下水道事業災害時中部ロック支援に関するルール」10によるものとします。  
(注3) 必要な支援人員数及び期間を報告してください。

## 【県ルール様式2】支援要請調書（機材）

### (要領 第7条第1項關係)

## 【県ルール様式2】支援要請証書(資機材)

(要領 第7条第1項関係)

分類	資機材名	単位	県建設事務所及び市町										浄化センター		愛知県合計													
			西三河建設事務所	岡崎市	西尾市	幸田町	豊南市	知立市	安城市	刈谷市	碧南市	豊田市	みよし市	新城市	設楽町	東栄町	豊橋市	蒲郡市	田原市	五条川左岸	新川東部	日光川上流	日光川下流	五条川右岸	衣浦西部	衣浦東部	矢作川	境川
測量器具	1 ドラシンジット 2 レベル 3 スタッフ 4 ハーネル 5 ナンバーフィル	台																										0
記録器	6 デジタルカメラ 7 ビデオカメラ 8 ビデオデッキ 9 黒板+チョーク(ホワイトボードを含む) 10 ハーネル無線(トランシーバー) 11 懸垂電灯	台																										0
照明	12 接光器(電源工具付) 13 省電機 100V 二相2線式 14 省電機 200V 三相4線式 15 キャブタイヤーブル 16 水中ポンプ 口径100 17 水中ポンプ 口径150 18 ホース(水中ポンプ用) 口径100 19 ホース(水中ポンプ用) 口径150	m																									0	
排水機材	20 作業車両 21 小型ダンプトラック 22 小型クレーン車 23 高圧洗浄車 24 汚泥吸引車 25 流通土砂運搬車 26 船水車 27 フォークリフト	台																									0	
車両関係	28 管内調査用Tツカメラ 本管用 29 " 取付管用(簡易タイプを含む)	台																									0	
管	30 コンクリートカッター 31 脱管カッター 32 高速切断機 33 フラスコ切断機 34 転圧用コブラ 35 チェーンソー 36 電動ハサマ 37 溶接機 38 空気呼吸器 39 酸素マスク 40 酸素ボンベ 41 空気圧工具機 42 吸入用風管 43 通風機(排気/送気)装置 44 木工機 45 命綱 46 槍型力ス徐知器 47 酸素濃度計 48 ハリケード 49 カラーボン 50 虎ローブ 51 搞制標識 52 スコップ 53 防水シート 54 土のう袋 55 常温アスファルト 56 テント(運動会の本部で使うタイプ) 前基 地盤 機材 57 折りたたみ机(会議テーブル) 58 折りたたみ椅子 59 簡易ベッド	台																									0	
機材	保安機材	台																									0	

# 災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針について

## 1 趣旨

災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名公表については、公表の考え方を明示しておくことで、迅速かつ的確な災害対応に資するため、県が公表する際の方針を整理するもの。

## 2 公表方針

### ○ 安否不明者・行方不明者の氏名公表

以下の全てに該当する場合に、個人情報の保護に関する法律第69条第1項「利用目的内の利用」に該当するものとして氏名を公表し、早期の安否確認につなげる。

①氏名を公表することで救出・救助活動の円滑化・迅速化に資すると見込まれること。

②市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置(※)されていないこと。

※ ストーカーやDVの被害者など、所在情報を秘匿する必要がある方を保護するための措置

### ○ 死者の氏名公表

事実の明確化と知る権利に応えるため、プライバシーや遺族の心情への配慮も踏まえ、以下の全てに該当する場合に、氏名を公表する。

①死亡の事実及び身元情報が確定していること

②市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。

③（死者に遺族がいる場合）遺族の同意があること。

### ○ ただし、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なるため、実際の公表にあっては、関係市町村の意向、県警察との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて、個別に判断の上公表する。

#### 【参考:用語の定義】

- ・ 安否不明者:当人と連絡が取れず安否がわからない者
- ・ 行方不明者:災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
- ・ 死者:災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者